

## OECDが、BEPS行動計画8-10に基づく、クロスボーダーのコモディティ取引に関する新しいガイダンスを公表

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2015年10月5日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画のうち、行動計画8-10(移転価格の結果と価値創造の整合性)に関連してコモディティ取引に係る新しいガイダンスを公表しました。当ガイダンスは、他の移転価格に関するガイダンスとともに、BEPS行動計画全15項目の最終レポートの一貫として公表されたものです。

行動8-10の最終レポート「移転価格の結果と価値創造の整合性」は、コモディティ取引の移転価格に関する新ガイダンスをOECD移転価格ガイドライン第2章に追加、無形資産に関するOECD移転価格ガイドライン第6章の改訂、低付加価値グループ内役務提供に関するOECD移転価格ガイドライン第7章の改訂、及び費用分担契約に関するOECD移転価格ガイドライン第8章の改訂、さらに、取引単位利益分割法に関する新ガイダンスを作成するために、OECDが実施すべき追加作業の範囲を取り上げています。本アラートでは、コモディティ取引に関するOECD移転価格ガイドライン第2章の改訂を取り上げます。

最終レポートは、2014年12月16日に公表されたコモディティ取引に関するガイダンスのディスカッション・ドラフトに修正を加え最終化しています。<sup>1</sup>

当ガイダンスの主要な特徴は、以下のとおりです。

- ▶ コモディティ取引への独立価格比準法(CUP)の適用、及びその適用時に公開されている建値(quoted price)を使用することに関する既存ガイダンスの明確化
- ▶ 納税者がコモディティ取引の価格設定方針を文書化し、税務当局への調査協力を推奨
- ▶ 取引当事者が合意した価格決定日に関する証拠がない場合、関連者間コモディティ取引のみなし価格決定日が採用されることに関するガイダンス

最終ガイダンスは、ディスカッション・ドラフトから微修正されましたが、修正内容にはCUP法を使用する際に適用できる調整の種類に関する、より具体的なリストの追加、及びCUP法を使用する際に、サプライチェーンに属する他の企業が、その果たす機能に応じて適切な対価を得る必要があることの明確化が含まれます。

## 詳細な議論

### 背景

現在のOECD移転価格ガイドライン第2章はコモディティ取引に係る限定的な移転価格ガイダンスとなっていますが、最終ガイダンスは、これに序論とその他の追加を行っています。序論では、新しいガイダンスが、「移転価格の観点からみて、コモディティ取引の分析に対してより良い枠組を提供するものであり、それにより税務当局及び納税者が適用するコモディティ取引の独立企業間価格の算定方法により一貫性をもたらし、その価格設定が価値創造を反映させることができる」と述べています。当ガイダンスは、G20開発作業部会が指示する、今後の作業により補完される予定です。この作業によって、コモディティ取引の盛んな国々に対しコモディティ取引の移転価格設定における知識、ベストプラクティス、及びツールが提供されることとなります。

### ガイドライン第2章への追加における重要分野

#### コモディティ取引の価格設定におけるCUP法の使用、及びCUP法適用時の建値の使用

当ガイダンスは、一般的にCUP法は、関連者間コモディティ取引における適切な移転価格算定方法であり、CUP法の下では、比較可能な非関連者間取引のみではなく、建値も関連者間コモディティ取引に係る独立企業間価格の算定基準となり得ることを明示しています。ここで言う「建値」とは、国内外のコモディティ取引市場で入手した対象期間中のコモディティ価格を言います。また建値には、透明性があり、広く認知されている価格報告統計機関、あるいは政府の価格設定機関等から入手した価格

も含まれます。これらの情報源は、非関連者が価格設定を行う際の基準として使用されます。

建値の使用が適切であるかを判断する際の重要な要素は、その業界において非関連者間で価格交渉を行う際に、その価格がどれほど広く頻繁に使われるものであるかという点です。

信頼性の高いCUP法の適用には、関連者間取引及び建値によって示される非関連者間取引のそれぞれの経済的特性が比較可能でなければなりません。比較可能性を確保するために検討すべき経済的特性は、以下のとおりです。

- ▶ コモディティ商品の物理的特性及び品質
- ▶ 取引規模、契約期間、納品期日と条件、配送方法、保険、外貨に係る条件等の、関連者間取引の契約条件

特定の経済的特性は、プレミアム又は値引きの要因となることもあります。加えて建値が基準として使われる場合、市場で取引されるコモディティ商品の取引条件を定める標準契約も、関連性を持つ可能性があります。

関連者間取引の条件が、非関連者間取引又はコモディティ商品の建値を決定する条件と大きく異なる場合、各取引の経済的特性が比較可能となるよう、極めて正確な調整を行わなければなりません。

最終ガイダンスは、CUP法を適用する際に、OECD移転価格ガイドラインが示すガイダンスに従い、サプライチェーンに属する他の企業が果たす機能、使用する資産、及び引き受けるリスクなどの貢献に応じて、適切な対価を得るべきであるという大変重要な意見を表明しています。しかしながら、サプライチェーンにおける他の企業への対価が実際多額に及ぶ可能性もあるにもかかわらず、このアプローチを実務的にどのように適用すべきかに対するガイダンスは限定的です。

#### 文書化についての推奨事項

税務当局が、納税者の移転価格調査を実施する際の補助となるよう、移転価格文書化の一環として納税者は、コモディティ取引の価格設定ポリシーについて信頼性の高い証拠及び文書を提供する必要があります。提供すべき情報は、適用された価格調整の正当性を示す情報、及び以下のような他の関連情報等です。

- ▶ 使用した価格設定の算定式
- ▶ 最終顧客である非関連者との契約書
- ▶ 適用されたプレミアム又は値引き
- ▶ 価格設定日
- ▶ サプライチェーン情報
- ▶ 税務以外の目的で作成された情報

## コモディティ取引のみなし価格決定日

コモディティ取引の価格設定に建値を使用する場合、価格決定日はとりわけ重要な要素となります。最終ガイダンスは、コモディティ取引の価格決定を目的として取引を行う当事者が「価格決定日」を選定する特定の日時及び期間(平均価格を算定して価格を決定する場合の一定の期間等)と定義しています。関連者間取引において、取引締結時に合意された価格決定日について信頼性の高い証拠を納税者が提供し、その価格決定日と取引を行う当事者の実際の行為との間に整合性が保たれている場合、税務当局は、関連者間で合意された価格決定日を基準としてコモディティ取引の価格決定しなければなりません。信頼性の高い価格決定日の証拠としては、以下のものがあります。

- ▶ 提案書及び受諾書
- ▶ 契約書又は登録済契約書
- ▶ 取引条件を規定するその他の文書

関連者間で合意された価格決定日と、取引を行う当事者の実際の行為又は他の事実との間に整合性が認められない場合、税務当局は、他の事実が示す証拠に沿った別の価格決定日を使用する可能性もあります。

関連者間で実際に合意された価格決定日について信頼性の高い証拠が欠如している場合、税務当局は、船荷証券又は同等の書類に記載される出荷日を、コモディティ取引のみなし価格決定日とすることができます。それにもかかわらず、最終ガイダンスは、みなし価格決定日の使用により生じる二重課税への対処策として、適用される租税条約に基づく相互協議手続きを認めることの重要性も述べています。

## 影響

コモディティ取引に関する新しいガイダンスは、BEPSプロジェクトの行動8-10についてOECDが公表した一連のレポートに含まれるものです。移転価格ガイドライン第2章への追加事項は、税務当局による移転価格調査を円滑に進めるための情報品質の向上、及び関連者間取引の契約上の取決めのみではなく、取引を行う当事者の実際の行為にも重きを置くといった、BEPSのより全般的なテーマに沿ったものです。

今回の第2章への追加事項により、各国の税務当局は従来よりもコモディティ商品を含む取引を注視するようになる可能性があります。グローバル企業は、コモディティ商品に関する移転価格ポリシー、関連文書の網羅性、及び税務当局からのコモディティ取引の価格設定を裏付ける特定情報の要請に対応する体制の見直しが必要になる可能性があります。

---

## 巻末注

1. 2015年2月3日付のEY Japan tax alert 「OECDが、BEPS行動計画10に基づく、クロスボーダーのコモディティ取引に係る移転価格の側面に関するディスカッションドラフトを公表」をご参照ください。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151029

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)